

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則	〇福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則	二二〇
告示	〇救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二二〇
	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二二〇
	〇公金の収納の事務を委託した件	二二〇
	〇道路の区域を変更する件四件	二二〇
	〇道路の供用を開始する件三件	二二〇
公告	〇随意契約の相手方を決定した件	二二〇
	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	二二四
	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	二二四

## 規 則

福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十号

#### 福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則

福島県公有財産審議会規則（昭和五十二年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 委員は、学識経験を有する者、市町村の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 改正後の福島県公有財産審議会規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。  
(財産管理課)

## 告 示

### 福島県告示第三百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年五月十一日救急病院として認定した。  
平成二十五年五月二十一日

名称	所在地	福島県知事 佐藤雄平
公立大学法人福島県立医科大	会津若松市河東町谷沢字	認定有効期限
学会津医療センター附属病院	前田二番地二	平成二八年五月一〇日

(地域医療課)

### 福島県告示第三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月二十一日から同年六月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
新ふくしま農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
伊達みらい農業協同組合	伊達市保原町字七丁目三三番地三
あぶくま石川農業協同組合	石川郡石川町字当町一〇九番地八
たむら農業協同組合	田村市船引町船引字南町通一六〇番地
白河農業協同組合	白河市弥次郎窪二九番地一
会津いいで農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
会津みどり農業協同組合	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五番地一
会津みなみ農業協同組合	南会津郡南会津町田島字行司七六番地
そうま農業協同組合	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地一
ふたば農業協同組合	双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
いわき市農業協同組合	いわき市自由ヶ丘三九番地二

三 収納の事務を委託する期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（農業経済課金融共済室）

**福島県告示第三百六十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道原町二本松線	二本松市石畑四二五番地先から同 市石畑四一番一 地先まで	一一・八〇	一一・四〇	一一・八〇	二五七・〇
		一六・〇〇	一六・〇〇		

（道路計画課）

**福島県告示第三百六十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道二本松川俣線	二本松市油井字根柄山八九番一地先から同 市上川崎字源八坂五〇番四地先まで	八・〇〇	一三・三〇	一三・三〇	二七〇・〇
		一三・六〇	一三・六〇		

（道路計画課）

**福島県告示第三百六十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

る。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松川俣線	二本松市油井字根柄山 八九番一地从ら 同 市上川崎字源八 坂五〇番四地先まで	変更前 変更後	一三・三〇 六七・〇	二七〇・〇 二七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦  
覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一五二号	大沼郡金山町大字横田 字高根沢三番一地从ら 同 郡同 町大字横田 字高根沢三番一地从ら で	変更前 変更後	A 一一・〇〇 B 一〇・八〇 一一・五〇	六一・九 六一・九 八一・四

(道路計画課)

福島県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
設事務所平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道川俣安達線	福島市松川町大字沼袋字越田一〇 七二番地先から 同 市松川町大字沼袋字越田一二 〇二番四地先まで	平成二十五年五月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
設事務所平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松川俣線	二本松市油井字根柄山八九番一地 先から 同 市上川崎字源八坂五〇番四 地先まで	平成二十五年五月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中  
設事務所平成二十五年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

公 告

(道路計画課)

一般国道二八八号
郡山市西田町木村字深田入二三番 一地先から 同 市西田町大田字仲ノ内三〇〇 番地先まで
平成二五年五月二三日

公告第142号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成25年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成25年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,963,233円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(市町村行政課)

## 公告第四百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月九日

二 名称

NPO法人ふくしま除染隊

三 代表者の氏名

古川 雄一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町張股一二の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、故郷ふくしまの環境を再生させるため、市民自らが自らの手で除染活動などを行い、未来を担う子どもたちに安心して暮らせる住環境を取り戻し、さらに活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

## 公告第四百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月七日

二 名称

特定非営利活動法人福島市聴覚障害者福祉会

三 代表者の氏名

佐久間 修一

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市南町一二五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者および聴覚とほかの障害を併せ持つ（重複聴覚障害）者とその家族に対し、その能力に応じた訓練を行ったり、福祉サービスおよび情報提供などを行うことにより、地域社会の中で生き生きと生活できるようサポートし、地域の福祉向上に貢献することを目的とする。

（文化振興課）